学校いじめ防止基本方針

箕面市立萱野東小学校

令和４年３月　制定
令和８年８月　改定

◆　もくじ　◆

I　いじめに関する基本的な考え方（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

1　いじめの定義
2　いじめの解消
3　いじめの防止等の対策に関する基本理念

II　未然防止

1　子どもや学級の様子を知る
2　豊かな学びの実現
3　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
4　命や人権を尊重し豊かな心を育てる
5　保護者や地域の方への働きかけ

III 早期発見

1　教職員のいじめに気づく力を高める
2　いじめ発見のきっかけ
3　早期発見のための手だて
4　相談しやすい環境づくりをすすめる
5　地域の協力を得る

IV　早期対応

1　いじめ対応の基本的な流れ

V　ネット上のいじめへの対応

1　ネット上のいじめ
2　未然防止
3　早期発見・早期対応

VI　いじめ対策委員会の設置について学校対応マニュアル

1　いじめ問題に取り組む体制の整備
①　いじめ対策委員会の設置について
② 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

VII 重大事態への対処

1　学校または教育委員会による調査及び報告･提供

Ⅰ　いじめに関する基本的な考え方（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、　子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、学校はあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こりうることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

１　いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該の子どもが在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２条より】

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 卑わいなことを言われたり、身体を触れられたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第２条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」との意思を表現することができるものとは限らないことから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は、「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

学校におけるいじめの防止等の対策のための常設組織として「校内いじめ対策委員会」を位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について、「校内いじめ対策委員会」で常に確認する。このように、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

２ いじめの解消

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以 下の２つの要件が満たされた状態とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含 む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間の確認が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「校内いじめ対策委員会」の判断により、より長期間の確認を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、当該機関が経過した段階でいじめ行為が止んでいるかどうかの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、面談や保護者連絡等を通じて、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

３ いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめへの取り組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校のすべての教職員は、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識として、日々取り組むものとする。

① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施することで、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

Ⅱ　未然防止

1　子どもや学級の様子を知る

① 教職員の気づきが基本

児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境のひとつである。教職員が児童生徒に対して、配慮を要する児童生徒を中心にすえた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

いじめに関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図る。また、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、一致協力した指導体制を確立する。

② 実態把握の方法

毎年６月と１２月に実施している箕面子どもステップアップ調査のi-checkの結果分析を行い、その結果を子どもたち（各家庭）にかえすとともに、学校は、今後の学級づくりに生かすよう分析結果を有効に活用する。i-checkの結果について、児童生徒指導担当者を中心に、児童生徒の学習・生活状況を把握して、必要な支援ができるよう努める。

③ 相談窓口について

児童生徒や保護者、地域の方がいじめについて相談や報告ができるようにしておく。内容については、しっかりと受け止め誠実な対応を行う。箕面市教育委員会が作成した「箕面市相談窓口のお知らせ」を定期的に配付する。

④ 箕面市人権政策課 子ども・いじめ相談係

いじめは重大な人権侵害であるため、学校、教育委員会とは別に、いじめ　に対応する組織（第三者的な立場でいじめ相談に対応する組織）として、市　である人権文化部に人権政策課子ども・いじめ相談係がある。　必要に応じて相談支援専門員（弁護士）の助言を受けながら、相談支援員　（有資格者）等が相談にあたる。

2　豊かな学びの実現

①規律と主体性のある授業づくり

「箕面の授業の基本」をもとに、箕面市がめざす「課題解決的な学習」に取り組む。子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつような授業をめざす。

①学力の向上を図る

・教師主導の授業から、子ども主導の授業へと転換を図り、子どものつながりを深める。

・学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら自己の学習活動を振り返って、次につなげる。

②学習ルールの定着を図る

・休み時間中の授業の準備、チャイム着席
・授業の始まりと終わりのあいさつや返事
・持ち物のルール（不要なものは持ち込まない）
・教室環境の整理・整頓
・聞こえる→聞く→聴くへ

3　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

児童会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組みを進めることは、効果的な方法である。

＜学校の実践内容＞
◎異年齢交流
・児童会主催新入生を迎える会の開催
・６年生児童による１年生の給食の準備や片付けの手伝い
・１年～6年の異学年交流を深める「おたのしみ祭り」
・卒業を全児童で祝う「お別れ集会」

◎児童集会
委員会活動の企画や結果の報告を主体的に取組み、誰もが大切な一人であることを伝え、みんなが安心して楽しく過ごせるよりよい学校をつくるために大切なことは何かを考える機会を持つ。

４　命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

＜人権教育の取り組み＞
◎自分の個性を大切に、互いの違いを認め合い、一人ひとりがわかり合える集団を育てる。
◎様々な人との関わりや出会いを通して、生きる力を身につけさせる。
◎「ともに学びともに育つ」集団づくりに務める。

上記の目標達成のため、年間指導計画に沿って人権教育を系統的に進める。
・人間関係づくり、国際理解教育、支援教育、平和教育、男女共生教育

② 道徳教育の充実

発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。
とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。
子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。
道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

＜道徳教育の取り組み＞
◎道徳の全体計画をもとに、年間指導計画を立て、道徳教育を推進する。
◎「道徳の時間」を要として、全教育活動をとおして、道徳教育を推進する。
◎道徳教育推進担当者を核に教科研究部会が中心となって、道徳教育を推進する。
◎「安心して話せる」クラス作りが道徳教育の基盤であり、子どもと教師、子ども同士の人間関係づくりに努める。

③ 体験学習の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。
福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりなど、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

＜体験学習の取り組み＞
１年：おそうじ教室
２年：町たんけん、レンゲ摘み、支援学校との交流
３年：買い物学習、図書館見学、外院の杜体験
４年：上下水道・クリーンセンター見学、茶道体験
５年：いのちの授業、農業体験
６年：被爆者からの聞き取り、部落問題学習としての聞き取り、キャリア教育としての聞き取り

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

＜コミュニケーション活動の取り組み＞
◎人間関係づくりの授業に系統的に取り組む。
◎全教育活動をとおして、「伝え合う」力の育成を図る。
※スピーチ、日記、作文、説明文等言語活動に年間通して取り組む。

5　保護者や地域の方への働きかけ

ＰＴＡの各種会議や学級懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

＜学校の実践内容＞
◎授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。

Ⅲ　早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1　教職員のいじめに気づく力を高める

＜いじめの発見への取組み＞

①いじめられた子どもに対して
子どもに対して
- ●事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ●「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ●必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ●自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して
- ●発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ●学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ●保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ●継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ●家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた子どもに対して
子どもに対して
- ●いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ●心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して
- ●正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ●「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ●子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの子どもたちに対して
- ●当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ●「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ●はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ●いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ●いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した取り組み
- ●いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ●教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ●いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ●いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ●いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組みを強化する。

1　いじめ発見のきっかけ

① 子どもたちの立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教職員は、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢をもつ。

②　子どもたちを共感的に理解する

教職員は、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、感性を高める。そのために、教職員は、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2　早期発見のための手だて

① 日々の観察　～全教職員で～

休み時間や昼休み、放課後の会話等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

② 観察の視点　～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ 保護者との連携

tomoLinksを活用し、保護者と日常的に連絡を密に取り合う。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 教育相談　～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

⑤ いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である

学期に１回以上実施（ステップアップ調査）する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、場の設定のしかたなどについて配慮する。

3　相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「告げ口をした。」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する：日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
●事実関係や気持ちを傾聴する：「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの子どもからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
●「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
●子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

4　地域の協力を得る

学校協議会など、学校と地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努める。

Ⅳ　早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。子どもの個人情報は、その取扱いには十分注意する。

1　いじめ対応の基本的な流れ

いじめ対応マニュアル

いじめのサインや情報

いじめ対策委員会を開く
担任・支援担・養護教諭
関係専科・学年主任・通級担当
管理職
生活指導・SSW・SCなど

聞いたその時に！（最優先事項として捉え、職員室で情報を共有する）
・解決へ向けて方針を確認する。
・チームで対応する。

1.本人から聞く
詳しく、実際にあったことを
時系列に聞き取り、整理する。

家庭と連携する
事実を確認し、当事者の気持ちに寄り添う。
本人の訴えを伝え、本人や保護者の思いを受け止めて、今後の方向性を確認する。

【登校を見合わせる場合】
詳しく話を聞き、子どもを守り、
いじめを解決するために、登校をすすめる
（どうしても難しい場合は家庭訪問を行う）

2.周囲から聞く
特に被害が深刻だったり、わかりにくい時は…
目撃した児童・情報をもっている児童から多くの情報を集める。
いじめた児童も、きちんと向き合えるよう事実の整理をする。

3.いじめ対策委員会で事実と確認できたことをもとに、今後の方針を立てる

4.いじめた本人の話を聞く
事実を時系列で確認する
理由・思いも確認する
・いじめが複数名で行われたときは、個別に話をきく。
・複数の教員で話を聞くことを原則とする。（学年や専科の教職員とも連携する）
・認識にズレがないように記録をとる。
・事実を元に相手のつらさ、傷ついた思い等も考えるよう指導する。
・ここまでの事象になるに至った経緯も確認する。（被害等の可能性も考えておく）
・最終的にかかわった児童を一同に集めて、事実や相手の思い、今後の対応について確認する。

5.いじめ対策委員会でいじめの解消について方針を立てる

6.いじめの解消を図る

指導と相手への謝罪
・基本的には相手へ（傷つけたことについて）謝罪を行い、謝罪をうけとめられるか確認する。今後の注意点も確認する。
・謝罪の様子もふくめて保護者には必ず事実を伝える。
・今後も見守っていくことを本人、保護者と確認する。
・困っていること、つらいことへの対応を約束する。
・（傷つけたことについて）謝罪をする。

関係児童の保護者への報告
・時系列で事実を報告する。
・事象に至った理由や学校での様子、その後の児童の様子も報告する。
・相手の児童の様子や保護者の意向も説明する。
・今後も連携の仕方を共有する。

7.職員全体等で全職員にいじめ事案として、報告・共有する

8.いじめに関わった児童を気をつけて見守っていく
※必要に応じてSC、SSWや関係機関（子家センター、警察、指導C）に繋げる。

9.事後指導
クラスや学年で（人権教育教材等で）未然防止・再発防止の取り組みをすすめる
※認知から3か月後をめやすに、本人と保護者にいじめの解消の確認を行う。

Ⅴ　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、まず記録を残し、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1　ネット上のいじめ

パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をSNSなどに書き込むなどの方法により、いじめを行うもの。

＜特殊性による危険＞

◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2　未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ●子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ●インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ●「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- ● 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ●発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ●匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ●違法情報や有害情報が含まれていること
- ●書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ●一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3　早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

●問題のある書き込みや画像を発見後、事実を確認し、記録を残す。書き込みや画像の削除を含めた具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
●学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、市教育委員会や警察等の専門機関と連携する。

② 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

＜指導のポイント＞
●誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
●匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
●書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

③　SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）の対応

＜指導のポイント＞
●発生しがちなトラブルとして、「仲間はずし」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「「出会い系被害」などがあること

Ⅵ　いじめ対策委員会の設置について

１　いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組みを行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組みを、あらゆる教育活動において展開する。

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置する。また、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組みを展開する。

①　いじめ対策委員会の常設について

●いじめ対策委員会は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。

●いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

＜いじめの防止等の対策のための組織＞

○　構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援コーディネーター、学年担任

○　緊急対策会議

いじめが発足したら、速やかに開催し、事実確認及び今後の指導について方針を決定する。

○　校内組織

校内支援委員会：関係機関（SSW）との連携
企画委員会：各部の対応を検討する。
職員会議：全教職員の共通理解を図る。

○　調査班

いじめの事実確認：担任、学年担任、専科教員、首席、養護教諭、生徒指導担当等
・被害者からの聞き取り
・周囲からの聞き取り
・加害者からの聞き取り

○　対応班

報告を受けた管理職が対応を決定：担任、学年担任、生徒指導担当、首席、管理職等
①いじめ加害者に対する指導
②いじめ加害者の保護者への対応
③いじめ被害者本人と保護者への対応

○　保護者・地域の組織

学校協議会で、PTA や地域の青少年健全育成団体の代表から、子どもの様子を聞く。

② 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

●いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

●計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

≪年間指導計画≫　４月～３月

○　職員会議：組織体制の確立（相談窓口、いじめ対策委員会）
「萱野東小学校いじめ対応マニュアル」の共通理解
「いじめ防止基本方針」の周知
校内支援委員会：子どもの実態把握・共通理解、関係機関との連携

○　未然防止に向けた取組み
学級集団づくり・人間関係づくりの取組み、道徳教育の推進

○　早期発見に向けた取組
いじめアンケート（i-check 調査）実施、学年・学級のアンケートなどの取組み
保護者との日常的な連携、懇談会を活用した連携

４月：職員会議、家庭訪問
「学級開き」研修、「年度当初子ども理解」研修
５月：校内支援委員会、学年懇談会
「子ども実態把握」研修
６月：i-check 調査、校内支援委員会
７月：子ども理解職員研修会、校内支援委員会、学校協議会、
個人懇談会、校内支援研修会
8月：（必要に応じて家庭訪問）
９月：校内支援委員会
10 月：いじめ実態把握アンケート、校内支援委員会、職員会議、
学級懇談会
11 月：校内支援委員会
12 月：i-check 調査、校内支援委員会、個人懇談会
SC、SSW による職員研修
１月：校内支援委員会
２月：学校生活アンケート、学級懇談会、校内支援委員会
３月：校内支援委員会、職員会議、子ども理解交流会

Ⅶ　重大事態への対処

1　重大事態の発生と調査及び報告

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

●速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、「いじめ対策委員会」を中心に迅速にかつ丁寧に対応し、事案の解決にあたる。

●事案によっては、校長が学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

●事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口（管理職）を明確にし、誠実な対応に努める。

●重大事態を認知した場合、教育委員会に直ちに発生の報告を行う。

重大事態の意味について

● 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

・児童生徒が自死を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

● 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、市教育委員会の助言を仰ぎながら、学校の判断で重大事態と認識する。

● その他の場合

・子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

2　事実関係を明確にするための調査の実施

①　重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

・いつ頃から
・誰から行われ
・どのような態様であったか
・いじめを生んだ背景事情
・子どもの人間関係にどのようなものであったか
・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

② いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

・いじめられた子どもから十分に聴き取る。

・在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害の子どもや情報提供者に被害が及ばないよう留意する。

・いじめた子どもに対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。

・いじめられた子どもに対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

③ いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

（いじめられた子どもが入院又は死亡した場合）

・いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

・調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

3 調査結果の報告及び提供

・調査結果は、教育委員会に速やかに報告を行う。

・いじめられた子ども及び保護者に対する情報を適切に提供する。教育委員会は、いじめられた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

・他の子どもたちのプライバシー保護に努めるなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。